

滝沢市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児（以下「障がい者等」という。）の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう居住支援のための必要な機能を整備し、提供することを目的とした滝沢市地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「地域生活支援拠点等」とは、地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された地域生活支援拠点等のうち、居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な支援を行う体制のことをいう。

(事業の実施主体)

第3条 事業の実施主体は、滝沢市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を市長が適当と認める事業者に委託することができるものとする。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する障がい者等
- (2) その他市長が特に必要と認めた者

(機能の内容等)

第5条 地域生活支援拠点等は、滝沢市内における指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者（以下「事業所等」という。）が機能を分担し、整備するものとする。この場合において、整備に当たっては、既存の機能を含め、次の各号に掲げる機能の1つ以上を設けるものとする。

- (1) 相談 緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握し登録の上、常時の連絡体制を確保する体制及び障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談支援を行う機能
- (2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受入体制や医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 障害福祉サービスの利用、一人暮らしの体験の機会又は場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 専門的な対応の体制確保、専門的な人材の養成を担う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連絡体制に関する構築等を行う機能

(運営方法)

第6条 市長は、事業の運営、推進及び評価に当たっては、滝沢市自立支援協議会に意見を求めることができる。

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第7条 第5条に掲げる機能を担う事業所等は、当該事業所等が定める運営規定に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を規定し、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書（様式第1号）を市長に届出するものとする。

2 市長は、前項による届出を受理したときは、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として滝沢市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所名簿に記載し、公表するものとする。

3 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定を行うことができる。ただし、算定にあたってはその趣旨及び担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意しなければならない。

4 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、実施した事業の内容の記録を作成の上、5年間保存し、市長から求めがあった場合は、提出しなければならない。

5 第1項の規定による届出の内容を変更し、又は廃止する場合の届出については、同項の規定を準用する。

（個人情報の保護）

第8条 事業所等の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年3月1日から施行する。